

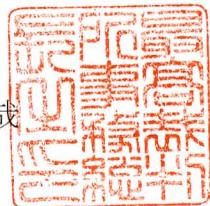
最高裁秘書第1899号

令和4年6月29日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 眞 哉



苦情の申出に係る対応について（通知）

下記1の苦情の申出について、横浜地方裁判所がした司法行政文書の不開示の判断は、下記2の答申を受けたことを踏まえ、相当であると判断しましたので、通知します。

記

1 苦情の申出の内容

(1) 苦情の申出に係る司法行政文書の名称等

「裁判所は、今後、当事者から法廷電源を使用したいとの申し出がある場合は、特段の事情がない限り、制限しない。」ことを決定した際に作成し、又は取得した文書

(2) 苦情の申出がされた日

令和3年12月6日付け（同月8日受付）

2 答申番号

令和4年度（情）答申第7号

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）